

新規上場申請のための有価証券報告書
(I の部) の訂正報告書

株式会社ASNVA

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の訂正報告書
【提出先】	株式会社名古屋証券取引所 代表取締役社長 竹田 正樹 殿
【提出日】	2022年4月5日
【会社名】	株式会社ASNOVA
【英訳名】	ASNOVA Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 上田 桂司
【本店の所在の場所】	名古屋市中村区平池町四丁目60番地の12 グローバルゲート26階
【電話番号】	052-589-1848
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 加藤 大介
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中村区平池町四丁目60番地の12 グローバルゲート26階
【電話番号】	052-589-1848
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 加藤 大介

1【新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）の訂正報告書の提出理由】

2022年3月18日付をもって提出した新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）の記載事項のうち、「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (2) 役員の状況」の記載内容の一部を訂正するため、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報	1頁
第4 提出会社の状況	1
4 コーポレート・ガバナンスの状況等	1
(2) 役員の状況	1

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(2)【役員の状況】

①役員一覧

男性 7名 女性 1名 (役員のうち女性の比率-%)

(訂正前)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
(省略)					
取締役	梅下翔太郎	1985年8月6日生	2008年12月 新日本有限責任監査法人(現EY 新日本有限責任監査法人)入所 2012年10月 公認会計士登録 2017年1月 セレンディップ・コンサルティ ング株式会社(現セレンディッ プ・ホールディングス株式会 社)入社 2017年3月 株式会社協立製作所 取締役 就任 2018年8月 三井屋工業株式会社 取締役 専務執行役員就任(現任) 2019年3月 セレンディップ・ホールディン グス株式会社 事業企画部部長 (現任) 2019年6月 当社取締役就任(現任) 2020年12月 株式会社アペックス 取締役就 任(現任)	(注) 3	-
(省略)					

(以下省略)

(訂正後)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
(省略)					
取締役	梅下翔太郎	1985年8月6日生	2008年12月 新日本有限責任監査法人(現EY 新日本有限責任監査法人) 入所 2012年10月 公認会計士登録 2017年1月 セレンディップ・コンサルティ ング株式会社(現セレンディッ プ・ホールディングス株式会 社) 入社 2017年3月 株式会社協立製作所 取締役 就任 2018年8月 三井屋工業株式会社 取締役 専務執行役員就任(現任) 2019年3月 セレンディップ・ホールディン グス株式会社 事業企画部部长 2019年6月 当社取締役就任(現任) 2020年12月 株式会社アベックス 取締役就 任(現任) 2022年4月 <u>セレンディップ・ホールディン グス株式会社 執行役員 コンサ ルティング事業部担当(現任)</u>	(注) 3	—
(省略)					

(以下省略)

②社外役員の状況

(訂正前)

当社の社外取締役は1名、社外監査役は2名であります。

社外取締役梅下翔太郎氏は、セレンディップ・ホールディングス株式会社の事業企画部部長であります。当社と当社が社名変更する前のセレンディップ・コンサルティング株式会社時に、同社との間でコンサルティング契約を行う中、同氏はコンサルタントとして当社に關与していただいております。同氏がコンサルタントとして当社に關与していただく中で、経営に關する広い見識をもとに有用な情報提供をいただけてきたことに加え、他社においても取締役を務めていることも鑑み、経営の監督役として適任と判断し、社外取締役の就任を打診したところ、快諾を得たため社外取締役に就任いたしました。当社とセレンディップ・コンサルティング株式会社との間で締結したコンサルティング契約は、2019年10月31日をもって終了しているため、一般株主との間に利益相反が生じる恐れは無く、当社との人的關係、資本的關係、および取引關係その他の利害關係について影響を受ける事項はないと判断しており、当社の企業統治において期待される機能および役割を十分に果たしていると判断しております。また、株式会社名古屋証券取引所が定める独立役員の要件を満たし、一般株主との間で利益相反の生じるおそれがないと判断したことから、独立役員に指定しております。

社外監査役村木慎吾氏とは、過去に顧問税理士として当社と取引關係にありました。同氏は村木税理士事務所の代表者であり、會計・税務に關して幅広い見識を有しており、当該分野において経営の監督役として期待できることから、社外監査役の就任を打診したところ、快諾を得たため社外監査役に就任いたしました。当社との人的關係、資本的關係、および取引關係その他の利害關係について影響を受ける事項はないと判断しており、当社の企業統治において期待される機能および役割を十分に果たしていると判断しております。また、株式会社名古屋証券取引所が定める独立役員の要件を満たし、一般株主との間で利益相反の生じるおそれがないと判断したことから、独立役員に指定しております。

社外監査役村治規行氏は、非常勤監査役村木慎吾氏からの紹介を受けた者であります。同氏はM& I 法律事務所の共同代表者であり、中国会社法や外国人労働の法律に対し見識が深く、法律的な見地からコンプライアンス面の監督役として期待できることから、社外監査役の就任を打診したところ、快諾を得たため社外監査役に就任いたしました。当社との人的關係、資本的關係、および取引關係その他の利害關係について影響を受ける事項はないと判断しており、当社の企業統治において期待される機能および役割を十分に果たしていると判断しております。また、株式会社名古屋証券取引所が定める独立役員の要件を満たし、一般株主との間で利益相反の生じるおそれがないと判断したことから、独立役員に指定しております。

当社は、社外取締役または社外監査役を選任するための独立性に關する基準または方針を明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との關係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員として職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

(訂正後)

当社の社外取締役は1名、社外監査役は2名であります。

社外取締役梅下翔太郎氏は、セレンディップ・ホールディングス株式会社の執行役員コンサルティング事業部担当であります。当社と同社が社名変更する前のセレンディップ・コンサルティング株式会社時に、同社との間でコンサルティング契約を行う中、同氏はコンサルタントとして当社に関与していただいております。同氏がコンサルタントとして当社に関与していただく中で、経営に関する広い見識をもとに有用な情報提供をいただいていたことに加え、他社においても取締役を務めていることも鑑み、経営の監督役として適任と判断し、社外取締役の就任を打診したところ、快諾を得たため社外取締役に就任いたしました。当社とセレンディップ・コンサルティング株式会社との間で締結したコンサルティング契約は、2019年10月31日をもって終了しているため、一般株主との間に利益相反が生じる恐れは無く、当社との人的関係、資金的関係、および取引関係その他の利害関係について影響を受ける事項はないと判断しており、当社の企業統治において期待される機能および役割を十分に果たしていると判断しております。また、株式会社名古屋証券取引所が定める独立役員の要件を満たし、一般株主との間で利益相反の生じるおそれがないと判断したことから、独立役員に指定しております。

社外監査役村木慎吾氏とは、過去に顧問税理士として当社と取引関係にありました。同氏は村木税理士事務所の代表者であり、会計・税務に関して幅広い見識を有しており、当該分野において経営の監督役として期待できることから、社外監査役の就任を打診したところ、快諾を得たため社外監査役に就任いたしました。当社との人的関係、資金的関係、および取引関係その他の利害関係について影響を受ける事項はないと判断しており、当社の企業統治において期待される機能および役割を十分に果たしていると判断しております。また、株式会社名古屋証券取引所が定める独立役員の要件を満たし、一般株主との間で利益相反の生じるおそれがないと判断したことから、独立役員に指定しております。

社外監査役村治規行氏は、非常勤監査役村木慎吾氏からの紹介を受けた者であります。同氏はM&I法律事務所の共同代表者であり、中国会社法や外国人労働の法律に対し見識が深く、法的な見地からコンプライアンス面の監督役として期待できることから、社外監査役の就任を打診したところ、快諾を得たため社外監査役に就任いたしました。当社との人的関係、資金的関係、および取引関係その他の利害関係について影響を受ける事項はないと判断しており、当社の企業統治において期待される機能および役割を十分に果たしていると判断しております。また、株式会社名古屋証券取引所が定める独立役員の要件を満たし、一般株主との間で利益相反の生じるおそれがないと判断したことから、独立役員に指定しております。

当社は、社外取締役または社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針を明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員として職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。